

川崎・逗子・鎌倉市を対象とした特別緑地保全地区の指定方針と緑地の機能評価の研究

A Study on the Relationship between Functional Evaluations of Green Spaces and Road Maps of Spatial Policies in Municipal Green Space Planning based on Case Studies of Kawasaki City, Zushi City and Kamakura City.

根岸 勇太* 山下 英也* 石川 幹子*

Yuta NEGISHI Hideya YAMASHITA Mikiko ISHIKAWA

Abstract: The purpose of this paper is to clarify, how changing functional evaluations of green spaces correlate with road maps of spatial policies in the green space planning process in municipalities. Through surveys about Kawasaki City, Zushi City and Kamakura City in Kanagawa Prefecture, the following trend could be pointed out: Formerly, functional evaluations were conducted for relatively large areas in municipalities, focusing on the overall structure of green spaces. Those evaluations contributed to establishing typologies or divisions over the area, some of which were used as references in road maps of spatial policies. Later however, evaluations were conducted for limited areas in municipalities, where the main issue was relatively small green spaces in local communities. These evaluations contributed to the extraction of specific green spaces for the practical implementation of concrete spatial policies.

Keywords: *evaluation, green space, function, Road map of spatial policy, master plan for parks And open spaces*

キーワード：評価，緑地，機能，施策の方針，緑の基本計画

1. 研究の目的

緑地の種々の機能の実証的解明と空間計画を伴う緑地計画を結びつける取り組みは未だ限定的であり、今後の研究課題である¹⁾とされている。緑地の種々の機能は、何等かの評価を通じて顕在化され、この緑地の機能評価を用いて、空間計画を伴う緑地計画が策定または改定されることが想定される。ここで一口に空間計画を伴う緑地計画といっても、緑地計画については、「きちんとした長期のビジョン、施策、事業プログラムを基本として確立することが、日本では歴史的にも必然性をもって」²⁾いとされている。つまり、緑地計画が、ビジョン、施策の方針、事業プログラムのいずれにあたるものであるのかによって、緑地計画がその内容とする空間計画の位置付け、そして、その空間計画に関する緑地の機能評価に求められる役割も変わってくると考えられる。

ここで、空間計画を伴う緑地計画として、今日の市町村における代表的な制度である都市緑地法に基づく緑の基本計画に着目すると、緑の基本計画が有すべき計画内容の即地性はしばしば議論の対象となっている³⁾。そして現実においても、さまざまな精度の「空間計画」を伴う緑の基本計画が存在している⁴⁾。つまり、緑の基本計画が伴う空間計画が、特定の空間を指示した情報をどの程度の精度で有しているかによっても、緑地の機能評価が果たす役割がやはり変わってくると考えられる。

つまり、ビジョン・施策の方針・事業プログラム、そして、空間計画の精度という二点から、空間計画を伴う緑地計画、ここでは緑の基本計画の性質を定義することが、本稿冒頭の研究課題の考察においては必要となる。この二点を明確に区分して緑の基本計画を論考した研究は少ないが、根岸・石川(2015)は、緑の基本計画の施策の方針について、その空間計画の精度の把握を試みている⁵⁾。具体的には、神奈川県下の市町村を対象として、多様な施策、特に、特別緑地保全地区⁶⁾について、その指定計画地が、施策の方針として多くの自治体において即地的に明示されていることを明らかにしている。しかし、当該研究においては、緑地の

機能評価が、いかにこれらの施策の方針と関連してきたのかについては言及されていない。

したがって本研究は、根岸・石川(2015)の知見を、緑地の機能評価の視点を導入してさらに発展させようとするものである。ここで、施策の方針が、事業プログラムを経て施策の実施へと至るべきものであることを念頭に置き、本研究においては、施策の方針、ここでは特別緑地保全地区の指定計画地が、特別緑地保全地区の指定へと至るプロセスにおける、緑地の機能評価が果たした役割に着目することとする。ここで、このプロセスは、長期にわたるものであり、緑地の機能評価も時代によって変化することとなる。つまり、緑地の機能評価と、緑の基本計画が伴う空間計画は、両者ともに時間の経過とともに変容していくものであり、本研究冒頭の研究課題に対応するためには、時間軸を導入し、両者の相互関係を、両者の変化をも把握しながら分析する必要がある。

以上のことから本研究は、緑の基本計画の施策の方針としての特別緑地保全地区の指定計画地が、特別緑地保全地区の指定へと至るプロセスにおいて、変容しつつも自治体によって保持されてきた緑地の機能評価が果たした役割を明らかにすることを目的とする。

研究の対象地は、根岸・石川(2015)において、特別緑地保全地区の指定計画地が即地的に明示されていることが示された神奈川県下の13の自治体のうち、緑地の機能評価を緑の基本計画において認めることができた川崎市、鎌倉市、逗子市とした。川崎市においては「緑地総合評価」⁹⁾¹⁰⁾¹¹⁾、鎌倉市においては「緑地の保全評価」¹²⁾¹³⁾¹⁴⁾、逗子市においては「自然環境評価」¹⁵⁾¹⁶⁾である。それぞれの評価自体の詳細については、補注9)～16)で示した、それぞれの評価そのもの、または学術雑誌の既報等を参照されたい。

2. 研究の手法

それぞれの自治体について、まず緑地の機能評価とその変容に

*中央大学理工学部人間総合理工学科

ついで、ア. 評価軸の種類、イ. 評価軸の重みづけ、ウ. 評価の範囲、エ. 評価の原単位に着目し、これらの情報についての整理を行った。さらに、特別緑地保全地区の指定計画地が、特別緑地保全地区の指定へと至るプロセスにおいて、緑地の機能評価がどのような形で明示的な根拠として用いられてきたのかをアからエの側面に着目して記述した。用いた資料は、緑の基本計画図書、行政刊行物の素案、原案、会議録(緑の基本計画関連審議会、市議会)、行政内部資料、さらに、自治体の緑政部局または元首長に対して行ったヒヤリング結果である。

3. 結果と考察

3 自治体において、施策の方針としての特別緑地保全地区の指定計画地が、特別緑地保全地区の指定へと至るプロセスにおける、緑地の機能評価が果たした役割について、緑地の機能評価の変容を鑑みつつ整理した。

(1) 川崎市 (図 - 1)

川崎市においては、「緑地総合評価」が2002年に設定され、川崎市環境保全審議会緑と公園部会による「川崎市における新たな緑地保全方策について—斜面緑地の保全を中心とした施策の推進にむけて—」¹⁷⁾において示された。評価軸の種類と評価軸の重みづけに関して、「緑地総合評価」の重点は、骨格的な崖線の緑地の評価を高くするということであった。具体的には、「あくまでも斜面緑地として、多摩川崖線軸や多摩丘陵軸に存在する斜面緑地の評価を高くすることで、30度以上の斜面傾斜度について評価をしてきた」¹⁸⁾ものであり、「川崎市は30度以上の山がほとんど」という話の議論があったのかと思います。残っているのは、全て北側斜面で南側は全部開発されていて、どこを守るんだという中で、多摩川崖線を守り川崎市の骨格をしっかりと継承していくのが大切だという形で、そこを開発させないためにわざと点数を高く¹⁹⁾したとされている。さらに、崖線の骨格的な緑地を見ることのできる鉄道駅、主要道路からの眺望が重視された²⁰⁾。

評価の範囲は、川崎市北部の丘陵地帯であり、評価の原単位としては、1000㎡以上のひとまとまりの緑地とされた。

それぞれの緑地が評価され、点数に応じてA, B, Cのランク付けが行われた。この際の点数配分については、当時、明確な根拠は存在しなかった²¹⁾とされているが、Aランク約311ha, Bランク約381ha, Cランク約56haと評価されるに至った。これらのランク付けに対応させる形で、特別緑地保全地区はAランク、他の川崎市独自の規制の緩やかな施策はA, B, Cランクをも対象として実施するという、施策の方針が定められた。このことを通じて、Aランクとして評価された緑地に対しては、特別緑地保全地区の指定計画地に類する計画内容が定められたと解釈することができる。緑地総合評価結果とともに、各評価項目の調査結果、現況写真等の各種データを搭載した「緑地保全カルテ」が作成された。「緑地総合評価」と「緑地保全カルテ」に基づきつつ、「緑地保全関係(中略)」というの、地権者のいろいろな話がございませう。そういう中で、交渉にあたっての時間的なずれとかいろいろあったり、さらに包括的に市全体としてAランク, Bランク, Cランクという評価をしている部分もございませうので、(中略)弾力的に遊撃隊的な形で²²⁾、「粘り強い保全交渉、JA等関係機関との情報交換、農政部局との連携、用地予算の確保、地域説明会や学習会による制度周知」²³⁾を通じて、施策の実施が推進されていった。Aランクとされた緑地における特別緑地保全地区は、2002年においては27.8haが既指定であったが、2012年までに83.0haへと増加している²⁴⁾。

「緑地総合評価」は2014年に改定²⁵⁾され、川崎市環境審議会による「川崎市における緑地総合評価の見直しについて(答申)」²⁶⁾において示された。評価の原単位は変わらず1000㎡以上の緑地

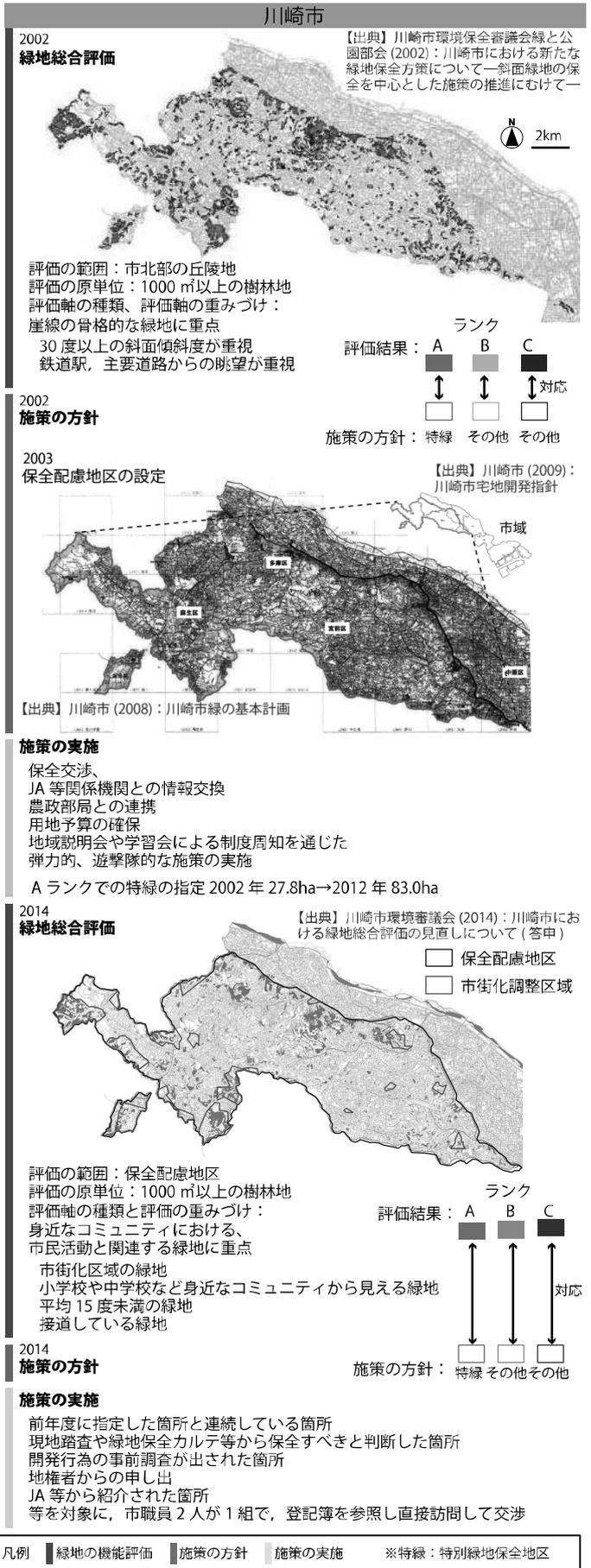


図 - 1 川崎市

とされたが、ここでは評価が保全配慮地区に限定されて行われた。保全配慮地区は、先述の 2002 年の川崎市環境保全審議会緑と公園部会による「川崎市における新たな緑地保全方針について―斜面緑地の保全を中心とした施策の推進にむけて―」において、「具体的な保全配慮地区の設定については、市域の斜面緑地の分布状況を考慮し、「緑の 30 プラン」によるゾーン別緑化方針に提示されている「多摩丘陵緑化ゾーン」を対象とすることが望ましい。」²⁷⁾とされたのを受けて 2003 年に設定され、2008 年の「川崎市緑の基本計画」²⁸⁾に位置付けられたものである。この保全配慮地区が、新たな評価の範囲として用いられたと解釈することができる。改定された「緑地総合評価」の評価軸の種類と評価軸の重みづけにおいて、その重点は、身近なコミュニティにおける、市民活動と関連する緑地の評価を高くすることであった。具体的には、「居住環境全体をよくしていくため、人が集まる場所に残る緑地は小規模であっても価値が高いものとして評価」²⁹⁾するために、市街化区域の緑地が加点されることになり、また、「多摩川の沖積低地からは見ることでできない樹林地、つまり、従来の評価指標では景観という意味での評価点が加点されない樹林地の重要性が課題として挙げられ、小学校や中学校など身近なコミュニティから見える緑地の重要性が認識された」³⁰⁾。一方で、2002 年には崖線の樹林地を高く評価するために設定されていた「傾斜 30 度以上」という評価軸は外されている。つまり、「今までは多摩川の崖線軸とか丘陵軸を中心に施策を進めておりましたが、逆に市街地の学校に近接するような緑地保全の評価がされていくことにな」³¹⁾ったのである。また市民活動の容易性の観点から、平均 15 度未満の緑地が高く評価されるようになった³²⁾。これは、「市民の皆様により保全管理活動が行われている特別緑地保全地区の平均傾斜度を調査したところ（中略）、平均 15.3 度」³³⁾であったためとされている。市民活動のしやすさについては、さらに「アクセス性」として、緑地が接道しているかどうかという視点が加えられた。評価結果として、A ランクは約 479ha、B ランクは約 151ha、C ランクは約 2ha となった³⁴⁾。

以上のように、「緑地総合評価」において A ランクとされた緑地についての特別緑地保全地区の指定計画地に類する計画内容が更新されたといえるが、さらにどの具体の緑地において施策を実施するかについては、前年度に指定した箇所と連続している箇所、現地踏査や緑地保全カルテ等から保全すべきと判断した箇所、開発行為の事前調査が出された箇所、地権者からの申し出、JA 等から紹介された箇所等が対象に、市職員 2 人が 1 組となって、登記簿を参照して直接訪問して交渉にあたること³⁵⁾、施策の実施が推進されている。

(2) 逗子市 (図 - 2)

逗子市においては、1992 年に、開発時の手続きと開発の際に残存させる緑地の量を定めた「逗子市の良好な環境をつくる条例」が制定され、当条例に基づき、開発業者に対して、開発時に残存させる緑地の量を「自然環境評価」を根拠として求めることが定められた。1992 年に「環境管理計画策定基礎データ解析調査平成 3 年度委託業務報告書」³⁶⁾にて示された「自然環境評価」は、10メートルメッシュを評価の原単位とし、市内全域を評価の範囲として、緑地の機能評価を行ったものである。評価軸の種類は、土地機能、生態系維持機能、景観保全機能とされた³⁷⁾。市街化調整区域における大規模なまとまった緑地から市街化区域内に貫入する狭小な緑地までが、連担して分布している逗子市において、「自然環境評価」は、大規模な緑地と市街地内部の比較的小規模な緑地の、両者を共にいかに高く評価することができるかが課題であった³⁸⁾。評価結果は、A ランク約 168ha、B ランク約 482ha、C ランク約 369ha、D ランク約 716ha というものであった。評価結果に対応させ、開発時の緑地の残存率を A ランクにおいては 80%、B



図 - 2 逗子市

ランクにおいては60%、Cランクにおいては40%、Dランクにおいては20%とすることが目標とされた。ただし、「自然環境評価」はあくまでも「逗子市の良好な環境をつくる条例」の手続きの際に用いられるものであり、当初は特別緑地保全地区の指定候補地とは直接には関係のないものであった。後述する通り、20年余り後に、「自然環境評価」は特別緑地保全地区指定の優先度を設定する際に用いられることとなる。

施策の方針としての特別緑地保全地区指定候補地は、緑のマスタープランの時代から、1996年の「逗子市緑の基本計画」³⁹⁾へと継承されてきたものであった。2006年の緑の基本計画改定の際には、特別緑地保全地区指定候補地の指定の緊急度の設定が試みられたが、この際緑地の機能評価が行われ、逗子市みどり審議会による「平成16年度みどり審議会資料 順位付け参考資料」において示された。ここでは、評価軸の種類として土地所有、法適用、自然特性、植物群落構成分類、景観、生態系特性、防災が設定され、評価の範囲は市内の全ての特別緑地保全地区指定候補地であり、評価の原単位はそれぞれの特別緑地保全地区指定候補地とされていた。

ただし、逗子市において、実際に、特別緑地保全地区の指定事業が開始されたのは、2011年になってからのことである⁴⁰⁾。2012年に、「逗子市緑の基本計画2005」⁴¹⁾にて示された21箇所の特別緑地保全地区指定計画地のうち、実際にどこに指定を行うべきかの絞り込みが検討された。この検討は、逗子市みどり審議会の「平成24年度 第2回みどり審議会 資料1 特別緑地保全地区に向けた調査分類の考え方について」⁴²⁾において示されているが、特別緑地保全地区指定計画地がさらに細かく分割され、平均面積約1.4ha⁴³⁾の69の細区分が設定された。細区分は、植生がある個所を対象とする / 区域区分で地区区分を行う / 道路等の地物を参考に区分を行う / 生態系維持機能評価数値の変更箇所を参考に区分を行う、という条件に従って設定された。そして、細区分ごとに、10メートルメッシュの自然環境評価のそれぞれの評価軸の重みづけを次のように変化させ、細区分ごとの評価結果が算出された。

- イ) 「生態系維持機能評価」、「居住快適性維持機能評価」、「土地機能評価」それぞれの平均値を算出
- ロ) 「植生自然度評価」、「植生群落度評価」、「保水評価」それぞれの平均値を算出
- ハ) 各評価軸について、平均値の優れたものから1位、2位、3位と順位付け
- ニ) 各細区分において、ハ)の6種の評価軸の順位を足し、足した数値の少ない細区分を自然環境の優れた地区とする。

つまり、細区分は、新たな評価の原単位となったことができる。なお、この際、既存の市街化調整区域、近郊緑地保全区域、保安林、都市公園に該当する区域を除外した区域が、評価の範囲とされた。この過程を経て、評点の高い細区分に該当する区域の優先度が高い区域として絞り込まれた⁴⁴⁾とされている。優先度の高い区域において、対象となる緑地は23haであり、その全ての地権者に対して、緑の基本計画に示された特別緑地保全地区の指定計画地を明示した上で、特別緑地保全地区の指定についての意向調査アンケートが行われた⁴⁵⁾。このように、特別緑地保全地区指定計画地について、緑地の機能評価を用いた明示的な絞り込みが行われた上で、2015年度に最初の指定として、逗子市の中心市街地に貫入する緑地の一部3807㎡が、特別緑地保全地区として指定されている。

(3) 鎌倉市 (図-3)

開発の危機に瀕していた大規模な三大緑地の保全を達成することが長年の市政の懸案事項であった鎌倉市においては、1996年に策定された「鎌倉市緑の基本計画」⁴⁶⁾において、その論理展開を

貫くテーマが緑地の機能について設定され、このテーマが「緑地の保全評価」の評価軸の種類とされた。具体的には、1996年の緑の基本計画において、まず、「テーマ別の緑の配置方針」として、「自然共生型・低負荷型の都市環境の形成」、「古都の歴史的風土の保全・継承」、「多様なレクリエーション活動の場を備えた都市空間の形成」、「緑を基盤とした安全性の高い都市空間の形成」、「自然・歴史とまち並みが融和した都市景観の形成」のテーマが設定された。その上で、「緑地の保全評価」が示され、テーマと対応させ、「環境負荷を和らげる緑」、「歴史文化を守る緑」、「交流とふれあいを広げる緑」、「安全を高める緑」、「美しい景観をつくる緑」という5つの評価軸の種類と評価軸の重みづけが設定されている。

「緑地の保全評価」の評価の範囲は、市全域の緑地である。三大緑地をはじめ大規模な緑地が連担している鎌倉市において、評価の原単位は、連担した大規模な緑地を、施策が既に適用されている区域と、施策がまだ適用されていない区域とにおおまかに分節したものであった⁴⁷⁾。

そして、評価結果として、I(面積約1229ha)、II(面積約249ha)、III(面積約66ha)⁴⁸⁾のランクが設定された。I、IIの緑地は、直接的な保全の対象とされ、評価IIIの緑地は、より質の高い市街地環境の形成に向けて保全に努める緑地とされた。これに対応させる形で、特別緑地保全地区の指定計画地をはじめとして、都市公園・緑地、歴史的風土保存区域、同特別保存地区、近郊緑地保全区域、同特別保全地区、風致地区、施設検討地区、農用地区域等の施策の方針が、「鎌倉市緑の基本計画」⁴⁹⁾において示された。

特別緑地保全地区等の施策の方針に関して、その指定までのつなぎの制度として、鎌倉市独自の、開発時に市長との協議を義務付け市長が助言又は指導ができることを定めた「緑地保全推進地区」制度が1997年に創設され、その指定が検討されることとなる。この際、「緑の基本計画で保全評価I、IIになっていて、かつ将来的な施策が当たっているところ。例えば緑地保全地区の指定を目指しているところ、あるいは都市公園としての施策が当たっている場所を選」⁵⁰⁾ぶ形で、緑地保全推進地区の指定検討対象地22区域が1998年の第2回鎌倉市緑政審議会⁵¹⁾で示された。当該22区域においては、さらに地権者に対して、緑地保全推進地区指定についての意向を聞くアンケートが行われた。緑地保全推進地区指定検討対象地を評価の原単位とし、アンケート結果における土地所有者の意見と公有地の割合を評価軸の種類として評価が行われた。この結果、緑地保全推進地区指定検討対象地22区域に対して、評価の高い順に、AAA、AA、A、BBB、BB、B、Cのランクが与えられた。このうち、A以上の6区域が、「緑地保全推進地区」の指定の優先度が高い地区であるとの検討が、1999年の鎌倉市緑政審議会資料「緑地保全推進地区の指定検討について」⁵²⁾において示されている。しかし、この評価結果については、土地所有者の意向次第で指定の優先度に直結する評価が行われるのは問題であり、その緑地の都市における価値をより考慮すべきであるとの意見も、学識経験者からなる鎌倉市緑政審議会においては出されている。鎌倉市としても、「土地所有者を優先した指定を考えていくのか、緑を中心に指定を考えていくのか、正直言いますと非常に我々としても判断材料としては困っている部分がある」⁵³⁾とされ、「その辺の矛盾は基本的には解決しません。私も非常に難しい問題だと実は思っているわけです。ただ、私たち緑地保全推進地区を指定するという場合に、22カ所は何れも対象地です。しかも、その対象地が評価I、IIと区分けがされている。されているが全て推進地区の指定地だ。そうすると、基本的には全部推進地区に指定するというのは、これは基本方針なわけです。」⁵⁴⁾と述べられている。このように、施策の方針と「緑地の保全評価」を、22地区における緑地保全推進地区の指定の正当性の根拠とした上で、

さらに地権者の意向によってその指定候補地を絞り込むという展開が見られた。緑地保全推進地区の、あくまでも第一次の指定として、先述の6地区約35haが緑地保全推進地区として2000年に指定されるに至った。これらの緑地保全推進地区のうち、2002年に昌清院地区1.02haのうち0.8haが、また岡本地区5.19haのうち3.2haが特別緑地保全地区に指定された。2007年には、寺分一丁目地区2.45haのうち2.3haが特別緑地保全地区として指定された⁵⁵⁾。

上記の役割を果たしてきた「緑地の保全評価」であるが、今日その役割は変容している。近年、「地域・地区レベルの緑地の各種施策が進捗している状況で、緑地保全に係る法適用候補地以外の地域レベル・地区レベルで重要な緑と評価している緑地に対する保全要請の施策反映⁵⁶⁾が重要な課題となる中、2011年の緑の基本計画の改定においては、「緑地の保全評価」の評価軸の種類として、「暮らしを支え豊にする緑」が加えられた⁵⁷⁾。ただし、保全対象の緑地については、「対象の緑地は広がってはいないです。今まで大きな6つ⁵⁸⁾の要素で緑地保全・緑化をしておりまして、身近な生活快適性向上の緑地というものは、その中に包括されてしまうものですから、箇所が増えたということではない⁵⁹⁾⁶⁰⁾と説明されている。このことから、「緑地の保全評価」の従来の評価の原単位では、今日の身近な地区レベルの課題に対応する細かさでの緑地の機能評価を、施策の方針に直結させる形で行うことが困難になっているということ指摘することができる。

4. まとめ

以上のように、緑地の機能評価については、評価軸の種類を変化させ、また評価軸の重みづけを変化させるとともに、一定の区域を限定する評価の範囲が挿入され、また新たな評価の原単位を設定することを通じて、時代のニーズの変化への対応が試みられてきた。

具体的には、評価軸の種類と評価軸の重みづけに関しては、川崎市では、当初の骨格的な緑地の重視から、後年の身近な緑地の重視へと、評価軸の種類と重みづけが変化した。逗子市では、当初の土地機能、生態系維持機能、景観機能についての評価軸の種類と重みづけに対して、後年、一部の評価軸についての重みづけが変化した。また、これとは別に、土地所有、法適用、自然特性、植物群落構成分類、景観、生態系特性、防災を評価軸の種類とする評価が行われている。鎌倉市では、当初の歴史文化を守る緑、環境負荷を和らげる緑、美しい景観をつくる緑、交流とふれあいを広げる緑、安全を高める緑、として設定されていた評価軸の種類に対し、後年、生き物を育む緑、暮らしを支え豊にする緑、の評価軸が新たに付け加えられた。

評価の範囲については、川崎市では、当初の市北部の丘陵地帯全域から、後年の保全配慮地区へと明確化した。逗子市では、当初の市全域から、後年の、既存の市街化調整区域、近郊緑地保全区域、保安林、都市公園に該当する区域を除外した区域へと変化した。鎌倉市では、当初の市全域が今日も用いられている。

評価の原単位については、川崎市では、当初の1000㎡以上の緑地のひとまとまりが今日でも用いられている。逗子市では、当初の市全域における10mメッシュについて、後年、この10mメッシュの値の平均値が、特別緑地保全地区の指定候補地を細分化した細区分で算出された。また、これとは別に、各特別緑地保全地区の指定候補地が評価の原単位として用いられた。鎌倉市では、当初、連続した大規模緑地を施策の既指定区域と未指定区域とにおおまかに分節した原単位が今日でも用いられている。

このように緑地の機能評価については、評価軸の種類、評価軸の重みづけ、評価の範囲、評価の原単位それぞれに関しては、自治体ごとにさまざまな差異を示してきた。しかし、緑地の機能評

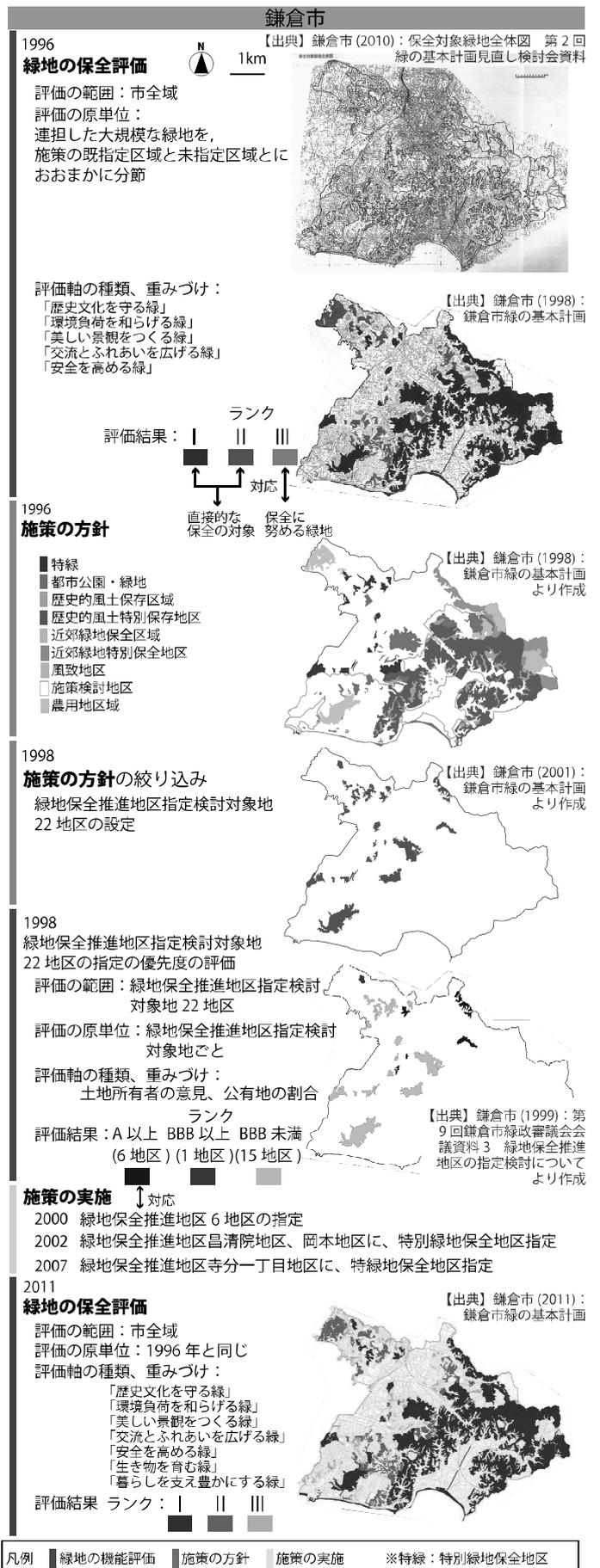


図-3 鎌倉市

価と施策の方針との関連性に総体として着目すると、緑地の機能評価の重点が、大規模・骨格的な緑地から身近な緑地へと移るとともに、施策の方針に対して緑地の機能評価が果たす役割が、「広範囲における一定の枠組みを設定する」というものから、「特定の地区を絞り込む」というものへと変化してきたという共通点を指摘することができる。

すなわち、まず、相対的に広範な評価の範囲において、大規模で骨格的な緑地に重点を置き、これに対応して評価軸の種類や評価軸の重みづけが設定された。ここでは、評価の範囲における緑地を網羅的に扱うとともに、広範囲にわたるある枠組みを提示することが求められていた。川崎市の2002年の「緑地総合評価」、逗子市の1992年の「自然環境評価」、鎌倉市の1996年の「緑地の保全評価」が該当する。このうち、川崎市と鎌倉市においては、評価結果と、施策の方針における施策の種類が対応するものであり、緑地の機能評価は、広範な区域における施策の方針の種類区分の根拠を与える役割を担っていたといえる。

その後、既に存在している施策の方針の種類区分や、緑地の機能評価の枠組みを前提として、より限られた評価の範囲で、身近な緑地を重視し、これに対応した評価軸の種類や評価軸の重みづけが設定され、そして評価が行われた。具体的には、川崎市における2014年の「緑地総合評価」や、逗子市の2012年の特別緑地保全地区の指定の優先度の検討の際の評価、鎌倉市における1998年の緑地保全推進地区指定検討対象地の評価が挙げられる。このうち、鎌倉市と逗子市においては、既存の施策の方針をさらに絞り込んで実際に事業化する区域を設定するというものであった。

以上の通り本研究は、冒頭で示した研究課題のうち、施策の方針のうち特別緑地保全地区の指定計画地で、かつ、即地的に明示されたものについて、特定の自治体を対象として、緑地の機能評価との関連性を考察し、その関係性の特徴について指摘した。今後は、この指摘の一般化を行うとともに、特別緑地保全地区以外の施策について、そして、ビジョンや事業プログラムについて、また、必ずしも即地的に明示されていない空間計画について、これらと緑地の機能評価との関係性についての研究が必要とされる。

謝辞:川崎市建設緑政局緑政部のみなさま、逗子市緑政課のみなさま、福知山公立大学富野暉一郎先生、鎌倉市まちづくり景観部みどり課のみなさまには、資料提供、ヒヤリングにおいて大変お世話になりました。この場を借りて御礼申し上げます。

補注及び引用文献

- 1) 飯田晶子 (2014) : 都市計画, 都市政策, 地方・国土計画 : ランドスケープ研究 78(1), 25-31
- 2) 越沢明 (1997) : 緑の基本計画と広域緑地計画の役割 : 都市計画 46(1), 21-26
- 3) 池邊のみ・横張真・土屋志郎・柳野良明・古澤達也 (2013) : 緑の基本計画を考へる〜制度創設20年目を迎えて : 公園緑地 74(1), 7-13
- 4) 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会 (2012) : 都市計画制度小委員会中間とりまとめ都市計画に関する諸制度の今後の展開について, p20
- 5) 村上 (2002) は、東京都内の各市町村における「緑の基本計画」の内容を調査し、「区部では“緑の将来像”の配置図面のみを示し、緑地の配置の方針を定めていない区が多く、多摩部でも約1/3が同様である」点や、地域別整備方針について「地域ごとの緑化の設定を行い、緑づくりの方針や展開する施策の位置など、かなり詳しく図面等を用いて示すもので、約半分の区市が定めている」点を指摘した。村上幸子 (2002) : 緑の基本計画—東京都内の各区市町村における特色一覧 : 都市公園 157, 17-27
- 6) 根岸勇太・石川幹子 (2015) : 神奈川県と逗子市を事例とした緑の基本計画の即地的な施策の方針に関する研究 : ランドスケープ研究 78(5), 787-790
- 7) 平成25年に国土交通省と日本公園緑地協会が選定した緑の基本計画優良事例40選において、5自治体が神奈川県からは最優良事例または優良事例として選出され、東京都に次いで2番目に多いものであった。東京都や神奈川県においては、一定程度の水準を有する緑の基本計画が策定されてきたといえるが、東京都から選出された事例は全て区部であり高度に都市化した地域であったのに対し、神奈川県から選出された事例は、県下の北部か

- ら南部にかけてのさまざまな地勢、都市化の程度を有す自治体であった。よって多様な地域性を網羅するという観点から、神奈川県が研究の対象とされた。
- 8) 特別緑地保全地区は、2004年の都市緑地法の改正前は緑地保全地区という名称であったが、本稿では引用部を除いて、特別緑地保全地区に統一する。
 - 9) 川崎市環境保全審議会緑と公園部会 (2002) : 川崎市における新たな緑地保全方策について—斜面緑地の保全を中心とした施策の推進にむけて—
 - 10) 川崎市環境局緑政部緑政課 (2009) : 平成20年度、川崎市における緑地保全施策の実績が200haを突破 : 公園緑地 70(2), 29-30
 - 11) 荻原茂 (2011) : 川崎市緑の基本計画〜多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさき〜 : 新都市 65(9), 17-20
 - 12) 鎌倉市 (1998) : 鎌倉市緑の基本計画
 - 13) 土屋志朗 (1997) : 鎌倉市緑の基本計画について : 新都市 51(5), 76-83
 - 14) 鎌倉市まちづくり景観部みどり課課長補佐永井淳一 (2013) : 実現性を高めた緑の基本計画の策定と改定 : 公園緑地 74(1), 22-23
 - 15) 富士通エフ・アイ・ビー株式会社 (1992) : 環境管理計画策定基礎データ解析調査平成3年度委託業務報告書
 - 16) 伊藤泰志・武内和彦・井手任・加藤和弘・恒川篤史・斉藤馨 (1993) : 緑地の持つ環境保全機能の評価と解析支援システムに関する研究 : 造園雑誌 56(5), 319-324
 - 17) 川崎市環境保全審議会緑と公園部会 (2002) : 川崎市における新たな緑地保全方策について—斜面緑地の保全を中心とした施策の推進にむけて—
 - 18) 川崎市 (2014) : 平成25年度第5回川崎市環境審議会緑と公園部会
 - 19) 川崎市 (2014) : 平成25年度第3回川崎市環境審議会緑と公園部会
 - 20) 川崎市 (2014) : 平成25年度第1回川崎市環境審議会緑と公園部会
 - 21) 文献 21
 - 22) 川崎市 (2006) : 平成18年度第6回環境審議会緑と公園部会, p40
 - 23) 川崎市環境審議会 (2014) : 川崎市における緑地総合評価の見直しについて (答申)
 - 24) 文献 23
 - 25) 文献 23
 - 26) 文献 23
 - 27) 文献 17
 - 28) 川崎市 (2008) : 川崎市緑の基本計画
 - 29) 川崎市 (2013) : 平成25年度第3回川崎市環境審議会緑と公園部会 資料3「緑と公園部会」の審議内容に基づく「緑地総合評価」の検討内容について, p1
 - 30) 文献 20
 - 31) 文献 20
 - 32) 文献 18
 - 33) 川崎市 (2013) : 平成25年度第5回川崎市環境審議会緑と公園部会資料1「緑と公園部会」の審議内容に基づく「緑地総合評価」の検討内容について
 - 34) 文献 23
 - 35) 川崎市役所建設緑政局緑政部みどりの保全整備課へのメールでの問い合わせ, 2015年12月29日受信
 - 36) 文献 15
 - 37) 文献 16
 - 38) 富野暉一郎氏 (逗子市元市長) ヒヤリング, 2014年12月18日
 - 39) 逗子市 (1996) : 逗子市緑の基本計画
 - 40) 文献 6
 - 41) 逗子市 (2006) : 逗子市緑の基本計画 2005
 - 42) 逗子市 (2012) : 平成24年度 第2回みどり審議会 資料1 特別緑地保全地区に向けた調査分類の考え方について
 - 43) 筆者が評価区分図をスキャン・トレースし、GIS上で算出した参考値である。
 - 44) 文献 43
 - 45) 逗子市緑政課へのヒヤリング, 2014年9月11日
 - 46) 鎌倉市 (1996) : 鎌倉市緑の基本計画
 - 47) 鎌倉市 (2010) : 保全対象緑地全体図 第2回 緑の基本計画見直し検討会資料
 - 48) 筆者が評価図をスキャン・トレースし、GIS上で算出した参考値である。
 - 49) 文献 47
 - 50) 鎌倉市 (1999) : 平成11年度第9回鎌倉市緑政審議会会議録, p29
 - 51) 鎌倉市 (1999) : 第10回鎌倉市緑政審議会会議録, 資料3
 - 52) 鎌倉市 (1999) : 第9回鎌倉市緑政審議会会議資料3 緑地保全推進地区の指定検討について
 - 53) 文献 51, p40
 - 54) 鎌倉市 (1999) : 第10回鎌倉市緑政審議会会議録, p30
 - 55) 鎌倉市 (2008) : 第42回鎌倉市緑政審議会会議録, p15
 - 56) 鎌倉市 (2009) : 第46回鎌倉市緑政審議会資料 資料6 緑の基本計画の施策展開と見直しに向けた主な課題
 - 57) 鎌倉市 (2011) : 鎌倉市緑の基本計画
 - 58) 2006年にも「緑の基本計画」の改定が行われており、ここでは「緑地の保全評価」の評価軸の種類として「生き物を育む緑」が加えられている。
 - 59) 鎌倉市 (2010) : 第49回鎌倉市緑政審議会議事録, p28
 - 60) 筆者が評価区分図をスキャン・トレースし、GIS上で算出した参考値としては、ランクⅠ約1108ha, ランクⅡ約223ha, ランクⅢ約113haであった。